

## 52 機械保全職種(機械系保全作業)

2010.1.22

作業の定義	機械保全は機械単体の保全ではなく、工場や生産ラインに設置されている機械設備全体の故障や劣化を予防し、維持・保全する業務である。機械系保全作業は、機械要素(機械を構成する最小機能単位)などの機械系の異常、損傷、腐食の発見や原因の究明、対応策の検討及び対応作業などを行う作業をいう。		
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	(1)機械系保全作業 ①機械の主要構成要素に生ずる次の損傷等の徴候の発見作業(1.から11.の作業をできる限り行うこと。) 1.焼付き 2.異常摩耗 3.破損 4.過熱 5.発煙 6.異臭 7.異常振動 8.異音 9.漏れ 10.亀裂 11.腐食 ②機械の異常時における対応措置に関する作業(1.から3.の作業をできる限り行うこと。) 1.異常の原因の発見 2.異常の原因に応じた対応措置の決定 3.異常の原因に応じた対応措置の実践 ③潤滑剤の次の判別作業(1.から4.の作業を必ず行うこと。) 1.種類 2.粘度 3.劣化の程度 4.混入不純物  ※注 必須作業に付随して、工場や生産ラインの予防保全、受入検査、故障個所の修復、機械・器具、部品、用材の管理等に関する保全計画書の提示を求めることがある。		
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)	(2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③機械保全職種に必要な整理整頓作業 ④機械保全職種で使用する機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 ⑨危険予知訓練 <span style="float: right; font-size: 2em;">} ※</span>		
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)	(1)関連作業 ①電気系保全作業(感電防止教育等が必要) ②設備診断作業 ③機械・設備等の日常点検作業 ④機械・設備等の単体の整備作業 ⑤生産ラインの保全計画策定作業 ⑥各種記録の作成作業 ⑦高所作業車を使用する機械系保全作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑧機械・設備等の定期点検作業 ⑨玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要) (2)周辺作業 ①機械・設備の据付作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ		
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	1.炭素鋼 2.合金鋼 3.工具鋼 4.鋳鉄 5.鋳鋼	6.アルミニウム及びアルミニウム合金 7.銅及び銅合金 8.プラスチック 9.ゴム 10.セラミックス	11.作動油 12.潤滑剤 13.木材
使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)	一つ以上必ず使用すること。 1.テストハンマ 2.聴音器 3.アイスコープ 4.ノギス 5.マイクロメータ 6.すきまゲージ 7.ダイヤルゲージ 8.シリンダゲージ 9.温度計 10.水準器 11.粘度計 12.振動計 13.回転計 14.騒音計 15.硬さ試験機 16.流量計 17.回路計 18.各種手工具 19.溶接機(特別教育等が必要) 20.各種吊り具(玉掛け用具)		
製品の例	機械保全職種・機械系保全作業では、特定の製品はない。機械系保全作業そのものが製品であり、結果として保全計画の作成に始まり、機械の修理及び改良、機械履歴簿の作成、機械の点検、機械の異常時における対応措置、品質管理手法を用いた設備管理など、非常に広範囲にわたる作業そのものが製品といえる。また、それらの作業を通じて作成された計画や記録もまた、製品の一环である。		
移行対象職種・作業とはならない作業例	1.輸送機械等の点検・整備作業 2.建設機械等の点検・整備作業 3.農業機械等の点検・整備作業 4.リース機械等の点検・整備作業 5.産業機械(荷役運搬機械等)の点検・整備作業		